

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
旧北野小学校活用事業に関する技術支援業務に係る委託契約	R6. 4. 1	一般財団法人神戸住環境整備公社	3,766,400	一般財団法人神戸住環境整備公社は、工事に関する法令、積算基準、工事監理などの専門的な知識と経験を有し、令和5年度より本事業に関する技術支援業務を行っており、継続的かつ効率的に本業務を遂行できるのは同社以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。)	ファッション産業課
令和6年度 旧北野小学校校舎トイレ洋式化業務に係る委託契約	R6. 7. 2	澤田建設工業株式会社	3,520,000	対象建物において賃貸人による改修工事を実施中であり、同建物内で並行して本業務と賃貸人改修工事との工程・工期を全体調整しながら、本業務を円滑かつ安全に実施するためには、賃貸人改修工事の施工者である同社に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。)	ファッション産業課
令和6年度 旧北野小学校校舎3階地域活動スペース工事に係る委託契約	R6. 8. 2	澤田建設工業株式会社	4,290,000	対象建物において賃貸人による改修工事を実施中であり、同建物内で並行して本業務と賃貸人改修工事との工程・工期を全体調整しながら、本業務を円滑かつ安全に実施するためには、賃貸人改修工事の施工者である同社に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。)	ファッション産業課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸国際展示場1・2号館シャッター 改修工事設計業務	R6. 6. 23	一般財団法人神戸住環境整備公社	9, 945, 650	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外部団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
神戸国際展示場吸収式冷温水発生機・ エアハンドリングユニット更新工事 発注等業務	R6. 8. 2	一般財団法人神戸住環境整備公社	322, 110, 800	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外部団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
神戸国際会議場の同時通訳設備更新 工事の設計業務	R6. 8. 5	一般財団法人神戸住環境整備公社	8, 945, 200	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外部団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市内公衆無線LANサービス 整備運用業務	R6. 4. 1	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	5,494,880	当該事業者は、本市の求めるサービス・運営体制を構築するうえで必要な専門知識や技能及びインフラを有している。また、本業務は既存の情報システムと密接不可分な関係にあることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
六甲摩耶ポータルサイト 保守・管理・コンテンツ追加業務	R6. 4. 1	株式会社Kaya Group	1,364,000	契約の相手方は、令和元年度に実施した公募型プロポーザルにて、当該ポータルサイトの構築・運用業務を受託し、サイトの作成業者として、これまでも保守・管理・コンテンツ追加などを適切に遂行してきている。 本業務の遂行にあたっては、サイトの詳細な構造などを理解している必要があることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
JR新神戸駅における登山支援事業の 拠点整備及び運営業務	R6. 4. 1	好日山荘&神鉄観光パートナーズ	8,500,000	本業務は、令和5年度より実施している神戸登山プロジェクトにおいて設置したトレイルステーション神戸を運営するものである。 十分な登山専門知識技能及び体制を持ち、その強みを活かした登山サービスを提供することができ、かつ良好な業務遂行実績があり、効率的かつ運営方針の継続性を保って本業務を適切に実施できる唯一の者として、同事業体へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸登山プロジェクトにおける登山客の人流分析業務	R6. 6. 27	株式会社G E O T R A	2,000,000	本業務は、前年度に実施した委託業務(人流分析手法の研究)の結果を有用と評価したうえで、当該手法により、六甲山系において具体的なエリアを絞り込み詳細な人流分析を行うものであり、当該事業者が有するシステムおよび分析手法を活用することから、本業務を適切に遂行できる唯一の者として、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
六甲摩耶ポータルサイト 神戸登山サポート店舗ページ作成業務	R6. 7. 11	株式会社Kaya Group	1,991,220 (上限額)	契約の相手方は、令和元年度に実施した公募型プロポーザルにて、当該ポータルサイトの構築・運用業務を受託し、サイトの作成業者として、これまでも保守・管理・コンテンツ追加などを適切に遂行してきている。 本業務は、神戸の山への登山を登山客にとってより魅力的な体験とし国内外からの誘客につなげることを目的として、ポータルサイトによりさらなる登山関連情報を発信するものである。 本業務の遂行にあたっては、サイトの詳細な構造などを理解している必要があることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
市有泉源の維持管理業務	R6. 4. 18	株式会社有馬温泉企業	28,661,000	市有泉源のうち、いわゆる金泉(含鉄ナトリウム塩化物強塩高温泉)を湧出する泉源(天神・妬・極楽・御所)においては、その泉質から、揚湯管(泉源から温泉を引き上げる管)内にスケール(析出物・含有物)が取り付き、温泉湧出を減少させる。このため、頻繁に揚湯管を取り替え、温泉の湧出量の確保を図る必要があるうえに、高圧の炭酸ガスによって自噴している泉源の温度は90度以上と高温で、安全かつ安定した日常管理には一般的な泉源管理と異なり、特殊な技術と経験の蓄積を要する。有馬温泉企業は、これまでの有馬温泉での泉源管理の実績により、日々の泉源の変化に対応した安定的な維持管理ができる唯一の企業である。 さらに、株式会社有馬温泉企業は、給湯事業を行うことを目的に、神戸市と神戸電鉄が各々50%出資した会社で、市有泉源や同社所有泉源による旅館等への給湯事業を長年、主な業務としており、同社取締役は有馬温泉泉源保護協議会に委員として選任されていることから、地元と連携して有馬全体の泉源管理にも精通している。 また、1941年より自社の有馬温泉の維持管理を通じて得た高度な知識と技術だけでなく、泉源のある有馬町内に社員が常駐し、異常発生時の迅速な緊急対応が可能な唯一の企業でもある。 以上のことを総合的に勘案して、同企業に対して随意選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
登山アウトドアプラットフォームを活用した神戸登山プロジェクトプロモーション業務	R6. 8. 15	株式会社ヤマップ	2,000,000	<p>事業委託予定先である株式会社ヤマップは、登山・ハイキング領域で国内最大の登山アウトドアプラットフォーム「YAMAPアプリ」を運用している。当該アプリのダウンロード数は430万件、国内登山人口(650万人)の約6割に相当し国内トップシェアを誇る。</p> <p>登山のみならず自然観光による地方創生、健康寿命の文脈での山歩き、里山経済圏の関係人口創出、自然教育やトレイルランニングなど、山に関わる幅広い領域の事業を、自治体(30以上)・企業とのタイアップを通して展開している。</p> <p>本業務における情報発信業務やデジタルバッジ配信キャンペーン業務においては、登山アウトドアプラットフォームを活用し、幅広いレベル・広域の登山アウトドアユーザーに効率的に訴求できるものであり、国内トップのユーザー母数を誇る「YAMAPアプリ」を活用することが最適である。また、同社には、同種発信業務、キャンペーン業務の自治体・企業との実績が豊富にある。</p> <p>以上のことから、株式会社ヤマップが、業務目的に対し最も高い効果・成果が見込める事業者であり、また、これらの業務を円滑且つ確実に遂行できる最も適切な事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	観光企画課
名刺管理システムの導入	R6. 4. 1	株式会社ハンモック	2,326,500	<p>株式会社ハンモックが提供する名刺管理・営業支援ツール「ホットプロファイル」は名刺管理、取引先管理、メールの一括配信、WEBフォーム作成ができるサービスであり、1つのサービスで全ての機能を持つ。</p> <p>取引先管理の情報に関しては、所管課ごとに管理したい内容が異なるため、フォーマットを自由に設定できる必要がある。</p> <p>上記機能を1つのサービスで提供しており、かつ取引先管理のフォーマットをユーザーが自由に設定できるのは、当該事業者の本サービスしかないのである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	経済政策課(企画)
ジオストーリーから見た神戸の魅力発信動画制作業務	R6. 5. 13	ジオリブ研究所合同会社	9,150,000	<p>当該事業の実施にあたっては、高度かつ専門的な地質学的知見(特に神戸地域周辺)を有するのみならず、その専門知識を活用し、本市の定めるターゲット層・EducatedTravelers(旅慣れて成熟した旅行者)の興味・関心を引き付ける動画を監修・プロデュースするノウハウを併せ持つ事業者でなければならない。この2つの条件を同時に満たす事業者は、著名な地質学者であり、美食地質学の創始者でもある巽好幸氏が主宰し、地質学的アプローチからの地域資源のプロモーションに高い実績を有するジオリブ研究所合同会社の他にはない。</p> <p>また、本動画は、視聴者に神戸の地質学的な歴史や特徴を分かりやすく伝えるために、CG映像等を盛り込む仕様としているが、本事業者に委託する場合、巽氏が監修したNHKテレビ番組「ジオジャパン」シリーズで制作したCG映像を一部活用することが可能となるため、全てのCG映像を新規制作する場合と比較して、より安価で完成度の高い動画を活用することが可能となる。以上の点から、当該事業者が随意契約することが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	経済政策課(企画)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市産業振興センターVAV・CAV 整備業務	R6. 8. 8	クボタ空調株式会社	6,490,000	<p>本件の業務対象機器は、神戸産業振興センターにおける風量制御機器 VAV・CAV ユニットである。平成4年度に設置されてから32年が経過しており、経年劣化が進行し整備が必要な時期となっている。当該機器が故障した場合、施設の風量制御を行うことができず、施設運営に多大な影響が生じる。このため、制御基板、風速センサー、ダンパーモーター、ルームサーモ及びリレーのオーバーホール及び総合試運転調整を行い、機器の性能維持及びライフサイクルの長期化を図るものである。</p> <p>当該機器は既設メーカーであるクボタ空調株式会社の独自技術に基づき製造された機器の一部を更新し全体再調整するものであるため、本施工は同社クボタ空調 株式会社 にしか実施できない。また、施工後においても空調システム全体の性能を保証できる者は、同社クボタ空調株式会社において他にいない。よって、上記業者と随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	経済政策課(企画)
K-partner 経営者相談サービス 運用等業務	R6. 4. 1	株式会社Compass	3,960,000	<p>契約の相手方は、令和5年度に実施した公募型プロポーザルにより、当該業務の受託事業者として選定され、SNSによるチャットボットや相談予約システムを構築し、システム改修や事業者からの相談対応などの業務を適切に遂行している。</p> <p>中小企業経営者向けの支援ツールとしてより効果的なものにしていくために、本サービスの対象となる事業者のニーズ等を調査・分析しサービスに反映させていく必要があり、本サービスの構築事業者である同事業者へ引き続き委託することが最適である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	経済政策課(金融)
就職氷河期世代を対象とした SNSとAIを活用した キャリアカウンセリング・ キャリアアップサポート事業	R6. 4. 1	株式会社Compass	19,899,000	<p>本業務は、令和2年度から実施しており、当該事業者がSNSのチャットボットシステムおよびAIマッチングシステムを構築し、システム改修やAIデータの蓄積を重ねることにより、システムのユーザビリティやマッチング精度を向上させてきた。また、令和2年度から令和5年度にかけて同SNSを活用しながら氷河期世代のキャリアカウンセリングを多く実施してきたことから、本業務に関するノウハウも蓄積されていることに加え、本システムを活用する支援対象者が数多く存在することから、これらの方も含め切れ目なく効果的なキャリアサポートを実施していくためには、本業務を引き続き同社に委託することが最適である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	経済政策課(雇用・労働)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
シニアキャリア相談・就労支援事業	R6. 4. 1	株式会社Compass	33,924,000	本事業において、概ね60歳以上のシニア世代のセカンドキャリアをサポートし、就労にむすびつけていくためには、令和5年度に構築した、シニア世代を対象としたSNSを活用した就労支援サービス「シニアのライフキャリア相談室 KOBE」の運用、ライフキャリア相談、職業紹介・マッチングなど、就労支援に関する様々なノウハウや専門的な知見を有している必要があることから、本業務を引き続き同社に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課(雇用・労働)
「ひょうご・しごと情報広場」 における就労支援業務	R6. 4. 1	一般財団法人兵庫県雇用開発協会	3,865,000	本業務は、兵庫県が実施している「ひょうご・しごと情報広場」の総合相談窓口と一本化しているものであり、県市が一体的かつ効率的に実施する必要があることから、「ひょうご・しごと情報広場」の運営を受託している一般財団法人兵庫県雇用開発協会へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課(雇用・労働)
「大学の知」を活用した市政課題の 調査研究業務	R6. 8. 1	武庫川女子大学 経営学部 准教授 山下 紗矢佳	1,496,000	本事業における調査研究にあたっては、中小企業における採用情勢や人材マネジメントに関する専門的知見とともに、中小企業の具体的な状況把握と実証の場として強い関係性を有することが必要である。この点、委託者は県内の業界団体や関連する中小企業を通じた実態把握に基づく中小企業の採用活動等を研究分野とする、市内事業者の実態を踏まえて本業務を効率的かつ確実に遂行可能な研究者であるため、同委託者に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課(雇用・労働)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
オフィスマーケット共有 (定期情報報告)業務	R6.4.1	シービーアールイー株式会社	1,496,000	本業務は、前年度の同業務に引き続き実施する一体の関係にある調査・分析業務であり、前年度と同様の分析手法によって行う必要がある。前年度と同じ事業者の本業務を委託することで、効率的な業務遂行が図られることから随意契約により委託を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	企業立地課
アフリカ月間in神戸企画制作・実施 運営事業	R6.6.10	特定非営利活動法人AFRIKCLEAN	11,990,000	特定非営利法人AFRIKCLEANは、アフリカに関する専門知識を有し、アフリカ人のスタッフがおり、アフリカからの適切なゲストを招聘する人脈も持ち合わせている。 また、当該団体はアフリカ文化交流イベント“AFRIKA meets KANSAI”の主催団体であり、過去13回にわたり開催してきた実績がある。日本で唯一、各国大使も出席するアフリカ文化交流イベントを10年以上継続実施している。この“AFRIKA meets KANSAI”のメインイベントは過去12回神戸を会場として実施しているため、神戸でのイベント実施ノウハウも十分に持ち合わせており、13年の開催実績のある“AFRIKA meets KANSAI”と連携することで集客も図れ、効果的な広報も可能となる。 したがって、本業務を適切に遂行する上では、上記団体以外にはないため随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	企業立地課
水素産業への参入支援に関する業務	R6.4.1	公益財団法人新産業創造研究機構	8,704,000	本業務は、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査など、水素関連製品の研究・開発への支援や販路開拓支援を想定している。 これらの業務を円滑に遂行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共的団体であるとともに、業務遂行にあたり経験豊富な民間人材を保有し、中小企業への支援態勢を構築できる団体である。 これらの条件を満たす団体は他に無く、代替が可能な委託先が存在しないことから特命随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
IOT・AI・ロボット導入 支援業務	R6.4.1	公益財団法人新産業創造研究機構	16,500,000	本業務は、地元中小製造業の人手不足や生産性向上などの課題解消に向け、相談窓口の開設、専門家派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、製品紹介などの伴走型支援を行うもので、高度な専門的知見が要求される。 当該事業者は、神戸地域の新産業の創造と既存産業の発展を目指して、産学官連携による新技術・新製品の研究開発、中小企業などに対する技術支援に取り組んでおり、本業務に必要な中小企業支援のノウハウや市内中小企業に関する技術課題などの情報を有しており、本業務を確実に履行が見込める唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
医療健康福祉ビジネス参入支援 マッチングコーディネーター業務	R6.4.1	公益財団法人新産業創造研究機構	4,500,000	本業務は、新規参入が難しい医療分野に対して、地元中小企業の参入支援を行うものであり、医療分野における専門的知見だけでなく、大手企業とのネットワーク、更に地元中小企業と大手企業、それぞれのニーズ・シーズを把握した上で、的確にマッチングを行う必要があり、高度な専門性が求められる。 当団体は、技術移転機関として、大手企業出身の経験豊富な技術系OBなどを中心に登録しているアドバイザーや、大学機関や大手企業など多岐にわたるネットワークにより、幅広い分野における支援体制を整えている。また、国のプロジェクトの採択においても実績がある。 地元中小企業の医療機器開発には、薬事相談以外にも、技術、知財、研究・開発、資金などに関わる産学官連携した支援体制が不可欠であるが、公益性が高く中立的な立場で支援ができる当団体以外に、本業務を適切に遂行できる事業者・団体は見当たらない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
航空機産業のサプライチェーン構築 支援に関する業務	R6.4.1	公益財団法人神戸市産業振興財団	7,650,500	本業務では、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査等を想定している。 これらの業務を円滑に遂行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共的団体しかなく、代替が可能な委託先が存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
商店街・市場応援隊派遣業務	R6. 4. 1	神戸市商店街連合会 神戸市小売市場連合会	22,270,000	本事業は、相談体制の確立及び人的支援による商店街・小売市場の機能強化を目的としており、本業務の遂行をするにあたり、市内の商店街・小売市場の実態や状況を熟知していることが必要不可欠である。神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会は、商店街・小売市場の中核機関として①人材交流や情報交換の機会の創出、②各種研修及び啓発事業、③独自の情報発信、④加盟団体間の連絡調整や意見集約といった事業を実施しており、商店街・小売市場の実態や状況を熟知しているだけでなく、これまで構築してきた信頼関係・ノウハウを有する。以上のことから、神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会が商店街・小売市場の実情に応じた寄り添った支援を行い、円滑かつ確実に遂行できる唯一の事業者である (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	商業流通課
藍那周辺におけるニホンジカの低密度下における捕獲方法の検討	R6. 6. 1	兵庫県公立大学法人	1,818,960	本業務の実施地域におけるこれまでのニホンジカの生態や生息状況を把握し、誘引や捕獲に係る幅広い専門知識、技術、実績を有し、捕獲方法の検討を実施できるのは本委託先以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
令和6年度新たな水産資源作出・生産にかかわる研究業務	R6. 8. 1	国立大学法人京都大学 学長 湊 長博 代理人 本部構内(理系)共通事務部長 中尾 浩行	1,989,000	本業務の広範にわたる業務内容を遂行するための専門知識と技術を持った人材および設備を兼ねそろえており、さらに類似研究の実績を持っている委託先候補が限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
「神戸里山・農村地域活性化ビジョン」推進の加速化運営業務	R6. 4. 1 変更契約日 R6. 7. 1	(一財)神戸農政公社	82, 210, 000 (上限金額) 変更契約金額 83, 755, 250 (上限金額)	当該事業者は、これまでに「里山・農村活性化」に資する事業を実施し、その分野に精通している。本業務は、多岐に渡る里山・農村活性化事業を総合的に運営する事務局を設置することを目的とするものであり、当該事業者がすでに実施している事業との横断的連携が必要であることから、当該事業者以外に業務を遂行できる事業者がいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
神戸市林地台帳整備業務	R6. 4. 1	株式会社パスコ神戸支店	36, 696, 000	本業務は、各種GISデータを共有・連携させながら地図情報及び属性情報を構築・整備する高度な情報処理技術が必須となる業務である。 尚且つ、業務整備結果は当該事業者が構築・運用する「庁内共用GISシステム」への搭載及び運用稼働させる必要性から、当該事業者に業務を委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	農政計画課
令和6年5月豪雨災害復旧支援業務	R6. 7. 1	兵庫県土地改良事業団体連合会	4, 978, 600	本業務は、神戸市内において農地及び農業用施設が被災した場合、早期復旧を目的として兵庫県土地改良事業団体連合会と締結している「災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定」に基づき業務委託するものである。当該協定は、緊急の必要により競争入札に付することができない案件について、業務委託することを前提にした協定である。令和6年5月豪雨により、北区大沢町、淡河町にて大規模な農地災害が発生しており、早期の営農再開に向け早急に復旧すべきであり、緊急性を要するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度ため池廃止業務 (その1)	R6. 4. 1	兵庫県土地改良事業団体連合会	28,145,700	契約相手方と締結しているため池防災工事の推進に係る連携協定に基づき実施する業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
常緑池放流施設他整備業務	R6. 4. 23	兵庫県土地改良事業団体連合会	40,827,600	契約相手方と締結しているため池防災工事の推進に係る連携協定に基づき実施する業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
神戸市立栽培漁業センター 管理運営業務	R6. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	61,928,000	栽培漁業は、兵庫県漁業基本計画に基づき、遺伝的多様性のリスクや疫病対策等の観点から公的機関が連携して実施している。(公財)ひょうご豊かな海づくり協会は現状の施設管理以上に管理施設を広げることにはできないため、本業務を履行できるのは、技術と知識を有し、開設当初から管理を行い、漁業者との信頼関係を構築している当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
垂水漁港車両整理場 管理運営業務	R6.4.1	神戸市漁業協同組合	22,000,000	垂水漁港車両整理場は、漁港漁場整備法第3条に基づく漁港の機能施設のうち、輸送施設(駐車場)に該当し、垂水漁港の建設に併せて整備した。船曳網漁業で漁獲し水揚げしたシラスやイカナゴを加工場まで運搬する大型保冷車の駐車、昼市の漁獲物の集荷や買参人の業務用車及び漁業関係車の駐車場として利用しているが、漁業活動を妨げない範囲内で、一般車も駐車可能とし活用する。周辺にある当該事業者所有の駐車場と調整しながら、漁業活動の状況に応じて、臨機応変に、また、一体的に漁業活動に支障がでないよう調整し、漁業関係者及び一般車両の車両整理場として管理運営する。 以上から、漁業関係車及び一般車の車両整理場として、一体的に漁業活動に支障が出ないよう調整し管理運営できるのは、当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸市西部域漁港 管理運営業務	R6.4.1	一般財団法人神戸農政公社	80,662,000	本業務は、漁業者や市漁協との密接な連携が必要なほか、漁業権や漁業法、漁船に関する知識が必要である。また地元住民との連携が不可欠であり、近隣住民とのトラブル及び環境問題などへの対応や渋滞対策について、地域の状況を十分に把握し適切に対応できる必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸の花による街の彩ガーデン 設営管理業務	R6.4.1	神戸市花き協会	10,700,000	当該事業者は、神戸市内の全ての花卉生産者が加入する組織であり、神戸産の花を年間通して臨機応変に供給できる団体である。神戸市内における花の生産者は出荷先市場がそれぞれ異なるため、一般業者で神戸産の花全てを入手するのは困難である。一方、当該事業者では、神戸産の新鮮で高品質な花を一般の流通価格より低価格で確実に手配ができ、地元農家であることから、地産地消の推進や地域の生産振興にも大いに寄与する。また、展示の設営管理計画を立て、それに基づき花の計画生産を行うとともに、その生育状況を勘案し、展示に最適な状態の花を用意し、スムーズに業務遂行ができるのは、当該事業者だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
農業公園の管理運営業務	R6. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	61,315,000	<ul style="list-style-type: none"> ・農業公園は平成18年4月1日に設置条例を廃止し、公の施設(行政財産)からワイナリーを中心とした普通財産に変更を行い、利活用に向け検討を続けながら、暫定的利用として市民に一般開放を継続している。 ・当該事業者は、昭和59年の公園開設以来、専用水道管理者として同施設の管理運営を継続して実施し、平成29年に園内に県立の特別支援学校が設立されて以降は共同設置者であるだけでなく、生徒の職業自立を目的とした作業自習の場を提供するなど、連携・調整においてもその実績に信頼がある。 ・また、当該事業者は農業公園において果実酒製造免許を取得し、神戸ワイン醸造を行うほか、主催イベントや外部イベントの開催による集客とあわせ、地産地消の推進に寄与している。ブドウ園を含む園地やインフラ施設は、ワイン製造と密接な関連があることから、当該事業者により一体的に管理することが効率的である。 ・さらに候補者の所在地が対象施設に非常に近く、即時対応が可能である。 以上のことを総合的に勘案して、当該事業者に随意選定することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
道の駅 「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」管理運営業務	R6. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	274,249,000	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者は、農業振興事業として、種苗供給や地域固有品種の資源管理等のバイテク事業や、新品種・新品目の試験栽培等について、豊富な経験と技術的なノウハウを有し、農業者への安定供給や情報提供を行っている。 ・地域固有品種の管理としては、地域外への流出を防止することが重要であり、公的な機関による管理が望ましく、農業者からもそのような要請がある。 ・また県から、果樹の就農希望者の研修機関として認定を受けており、新規就農者の育成にも取り組んでいる専門的な機関である。 ・当該事業者は、上記の農業振興業務に加え、来園者への情報発信や、果樹園や植栽をはじめとする「園内修景管理業務」、温室等の農業振興に必要な「建物の維持管理業務」、「設備等インフラ施設の管理業務」といった、異なる業務を一体的に管理できる技術とノウハウを持つ唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
道の駅 「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」 情報発信・休憩施設管理運営業務	R6. 4. 1	株式会社北神地域振興	7,754,000	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者は、農産物直売所、物販・飲食スペース、情報発信機能を備えた施設「FARM CIRCUS」の整備事業者であり、農産物直売所、物販・飲食スペースについては当該事業者が運営している。 ・事業者公募の際、当該事業者から情報発信・休憩施設の運営についても食や農業、観光を始めとした神戸の魅力を発信する具体的な内容の提案をいただいている。 ・本施設は市と当該事業者との共有物件であり、一体的な施設管理を行うことが効率的である。 以上のことから、本事業を実施することができる団体は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
道の駅 「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」 ビーフ館電気室 受変電設備更新工事業務	R6.6.6	一般財団法人神戸住環境整備公社	137,192,000	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているといえる。 また、当該事業者は、平成29～令和5年度に受変電設備等更新に係る設計業務および工事を受託していることから、現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えた団体といえる。以上のことから当該事業者が最も適する団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
farms and seaサイト神戸産農水産物の 魅力発信業務	R6.6.20	株式会社Kaya Group	4,074,400	・当該業務で使用するキャラクターやプロモーションソングについては、著作者に著作権が留保されているところ、当該著作物の使用許諾が得られるのは同社のみである。 ・また、本件業務を実施するにあたり、当該事業者には昨年度まで蓄積してきたノウハウやネットワークを活用し、迅速かつ切れ目のない事業展開ができる。 ・情報が集積しているfarms and sea サイトと連携して情報発信することが、神戸食材の地域内流通を促進するために最も有効であり、本サイトにおける不具合等発生時の速やかな対応処置ができるのは当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸市立水産体験学習館 安全対策工事業務	R6.8.1	三井住友建設株式会社神戸営業所	14,850,000	隣接施設である三井アウトレットパーク開業時期(令和6年11月)に多くの市民が学習館周辺を訪れることが予想されているが、学習館の外壁が激しく老朽化しており、市民が施設周辺を安心して利用することが難しく、緊急的に安全対策の改修を行う必要がある。また、公の施設である学習館を早急に改修し、事業を再開する必要があるが、現在、三井アウトレットパークのリニューアル工事が行われており、工事関係車両が輻輳している。双方の工事の進捗状況を適切に判断し、本業務を円滑かつ効率的に実施することができるのは三井アウトレットパークの施工業者である当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中央卸売市場本場施設 管理業務	R6. 4. 1	日本管財株式会社	20,259,910	当該事業者は、本場のPFI事業者として関連棟・加工物流棟の施設管理業務を実施し、監視設備や職員の常駐など業務体制を備えている。本業務は、PFI事業以外の既存施設の同種・同類の法定・定期点検等業務、設備遠隔監視等業務（緊急対応含）、修繕等対応業務であることから、すでに受託している業務と一体的に実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	本場
東部市場使用料等収納業務 (水産)	R6. 4. 1	神戸市東部水産物卸売協同組合	1,081,080	神戸市東部水産物卸売協同組合は、東部市場全ての水産物部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東部市場
東部市場使用料等収納管理事務 (青果)	R6. 4. 1	神戸東部青果卸売協同組合	2,773,980	神戸東部青果卸売協同組合は、東部市場全ての青果部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東部市場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
産業廃棄物、動物系固形不要物の 収集運搬・処分業務委託	R6. 4. 1	徳島化製事業協業組合	18,216,000 (予定金額)	西部市場より継続的かつ大量に発生する、動物系固形不要物(牛の特定部位・豚毛・内臓廃棄物)を焼却処分できる能力を保有している事業所、また、収集運搬から処分まで一括して行うことができる事業所のうち、本委託業務に応札する意向を示している事業所は当該事業所しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
産業廃棄物、汚泥の収集運搬・堆肥化 処分業務委託	R6. 4. 1	近畿環境サービス株式会社	10,399,400 (予定金額)	西日本(九州を除く)において、農林水産大臣による「牛脊柱が混合しない肥料の製造工程」の確認を受けた堆肥化事業所のうち、西部市場及び併設の食肉センターにて大量に発生する汚泥の収集・運搬から適正処分までを一括して請け負う能力を保有し、兵庫県内における産業廃棄物収集運搬の許可を取得している唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
西部市場食肉センター 運営業務委託	R6. 4. 1	神戸中央畜産荷受株式会社	34,882,100	委託業務の内容が、と畜解体処理と密接に関係しており、と畜解体処理を実施している西部市場唯一の卸売業者である当該業者が一体となって実施することが不可欠である。と畜場法に基づく作業衛生責任者に当該業者の下請け業者職員があたっており、本業務の責任所在の明確化が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
産業廃棄物 動物系固形不要物(内糞) 処分業務委託	R6.4.1	株式会社 神戸グリーン	1,430,000 (予定金額)	継続的に西部市場で大量に発生する内糞は産業廃棄物の動物系固形不要物と分類されており、事業系一般廃棄物としての処分ができない。内糞(動物系固形不要物)処分許可を保有する産業廃棄物処理業者の中で、西部市場内で継続的かつ大量に発生する内糞の堆肥化処理を請け負うことが出来、運搬経費の面から優位性が認められる近隣の事業者が当該業者しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
西部市場食肉センター 施設管理業務委託	R6.4.1	花木工業株式会社	46,443,100	と畜から枝肉搬送までの処理工程からなる一環した設備であり、一般的に周知されていない特殊なシステムである。当該設備には予備が無く、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体処理業者等の各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要。食肉の安全を確保する必要性から、衛生管理が重要であり管理業務に衛生管理の知識が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
神戸産堆肥利用促進事業	R6.4.1	一般財団法人神戸農政公社	23,698,000	一般財団法人神戸農政公社は、昭和54年に市域農業の発展を目的に設立されて以来、市内の畜産振興などに携わっており、堆肥あっせん事業として農家に対し堆肥の販売取次業務を実施しているため、その仕組みを利用して効率良く当該事業を実施することができる。また、堆肥を生産する畜産農家及び堆肥を利用する耕種農家との信頼関係や市、JAとのネットワークも構築しており、当該事業を実施できる団体は他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西農業振興センター